

第4回厚真町議会定例会説明資料

令和5年12月14日

目 次

厚真町副町長の選任について	2 頁
厚真町固定資産評価審査委員会委員の選任について	3 頁
厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について	4 頁～6 頁
厚真町手数料徴収条例の一部改正について	7 頁～9 頁
厚真町生活会館条例の一部改正について	10 頁～12 頁
厚真町こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例の一部改正について	13 頁
厚真町国民健康保険条例の一部改正について	14 頁～28 頁
令和5年度厚真町一般会計補正予算（第10号）について	29 頁～52 頁
専決処分（林業専用道（規格相当）幌内栄支線開設工事）請負契約の変更について	53 頁

西 野 和 博 氏 略 歴

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

学 歴

昭和 5 2 年 3 月 北海道立苫小牧工業高等学校卒業

職 歴

昭和 5 2 年 4 月 1 日 日立エレベータ・サービス株式会社勤務

昭和 5 3 年 1 1 月 1 日 厚真町勤務

平成 2 6 年 4 月 1 日 厚真町まちづくり推進課参事

平成 2 8 年 4 月 1 日 厚真町産業経済課長

平成 3 0 年 1 0 月 1 日 厚真町災害復興担当理事

令和 2 年 1 月 1 日 厚真町副町長

現在に至る

野澤政博氏略歴

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

学歴

昭和58年 3月 足利工業大学卒業

職歴

自 昭和61年 4月
至 平成 7年 7月 株式会社 丸博 野沢組

自 平成 7年 8月
至 現在 株式会社 丸博 野沢組 代表取締役

公職歴等

自 平成23年12月
至 現在 厚真町固定資産評価審査委員会委員

自 平成19年 4月
至 現在 厚真町青少年健全育成委員会長

自 平成25年12月
至 現在 主任児童委員

自 平成31年 4月
至 現在 厚真町中央地区学校運営協議会委員

自 平成19年 4月
至 令和 5年 3月 北海道青少年育成運動推進指導員

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
本則（略） 別表第1(第1条関係) 報酬額				本則（略） 別表第1(第1条関係) 報酬額			
区分		報酬の 区分	報酬額(円)	区分		報酬の 区分	報酬額(円)
農業委員会委員	会長	月額	68,000	農業委員会委員	会長	月額	68,000
	会長代理		45,000		会長代理		45,000
	委員		40,000		委員		40,000
監査委員	識見を有する者		72,000	監査委員	識見を有する者		72,000
	議員選出		44,000		議員選出		44,000
教育委員会委員			32,000	教育委員会委員			32,000
選挙管理委員会委員	委員長	日額	10,000	選挙管理委員会委員	委員長	日額	10,000
	委員		9,500		委員		9,500
選挙長、投票管理者、開票管理者、期日前投票管理者及び職務代理者			国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づく額(選挙長、投票管理者、開票管理者及び期日前投票管理者(以下これらを「管理者等」という。)それぞれの職務代理者の額は、それぞれ当該管理者等の額に準ずる。)	選挙長、投票管理者、開票管理者、期日前投票管理者及び職務代理者			国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づく額(選挙長、投票管理者、開票管理者及び期日前投票管理者(以下これらを「管理者等」という。)それぞれの職務代理者の額は、それぞれ当該管理者等の額に準ずる。)
選挙立会人、投票立会人、開票立会人及び期日前投票立会人				選挙立会人、投票立会人、開票立会人及び期日前投票立会人			

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
特別職報酬等審議会委員		9,500	特別職報酬等審議会委員		9,500
情報公開・個人情報保護審査会委員		9,500	情報公開・個人情報保護審査会委員		9,500
行政不服審査会委員		9,500	行政不服審査会委員		9,500
防災会議委員		9,500	防災会議委員		9,500
国民保護協議会委員		9,500	国民保護協議会委員		9,500
広報委員会委員		9,500	広報委員会委員		9,500
固定資産評価員		9,500	固定資産評価員		9,500
固定資産評価審査委員会委員		9,500	固定資産評価審査委員会委員		9,500
民生委員推薦会委員		9,500	民生委員推薦会委員		9,500
厚真町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員		9,500	厚真町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員		9,500
予防接種健康被害調査委員会委員		9,500	予防接種健康被害調査委員会委員		9,500
介護保険運営協議会委員		9,500	介護保険運営協議会委員		9,500
東胆振3町障害程度区分認定審査会委員		13,500	東胆振3町障害程度区分認定審査会委員		13,500
東胆振3町介護認定審査会委員		13,500	東胆振3町介護認定審査会委員		13,500
指定管理者評価委員		13,500			
まちづくり委員会委員		9,500	まちづくり委員会委員		9,500
都市計画審議会委員		9,500	都市計画審議会委員		9,500
行政評価外部評価委員会委員		9,500	行政評価外部評価委員会委員		9,500
学校給食センター運営委員会委員		9,500	学校給食センター運営委員会委員		9,500
社会教育委員		9,500	社会教育委員		9,500
青少年健全育成委員会委員		9,500	青少年健全育成委員会委員		9,500
生涯学習推進委員会委員		9,500	生涯学習推進委員会委員		9,500

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
員			員		
スポーツ推進委員		9,500	スポーツ推進委員		9,500
嘱託獣医		9,500	嘱託獣医		9,500
嘱託医	年額	86,000	嘱託医	年額	86,000
学校医・学校歯科医		86,000	学校医・学校歯科医		86,000
学校薬剤師		43,000	学校薬剤師		43,000
産業医		215,000	産業医		215,000
身体障がい者相談員		25,100	身体障がい者相談員		25,100
知的障がい者相談員		25,100	知的障がい者相談員		25,100
付記 4時間未満の会議については、選挙管理委員長及び選挙管理委員並びに附属委員は1,500円減額とする。			付記 4時間未満の会議については、選挙管理委員長及び選挙管理委員並びに附属委員は1,500円減額とする。		

厚真町手数料徴収条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条 (略) (種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項及び第10条の2の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項の規定に基づく<u>戸籍証明書</u>の交付手数料 1通につき 450円 (2) 戸籍法第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件につき 350円 (3) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるもの)に限る。以下この項において同じ。)</u>により<u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)</u>における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る<u>戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を</u>	第1条 (略) (種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項及び第10条の2の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付手数料 1通につき 450円 (2) 戸籍法第10条第1項及び第10条の2の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件につき 350円

厚真町手数料徴収条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>行う場合における当該発行を除く。)</u> <u>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき</u> <u>400円</u> (4) 戸籍法第12条の2の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、<u>第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料</u> 1通につき <u>750円</u> (5) 戸籍法第12条の2の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件につき <u>450円</u> (6) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u> <u>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき</u> <u>700円</u>	(3) 戸籍法第12条の2の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</u> 1通につき <u>750円</u> (4) 戸籍法第12条の2の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件につき <u>450円</u>

厚真町手数料徴収条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書又は<u>同法120条の6第1項の規定に基づく届出等情報の内容証明書の</u>交付手数料 1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円) (8) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の<u>閲覧又は同法120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧</u>手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円 <u>(9)～(48)</u> (略) 第3条～第9条 (略)	(5) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料 1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円) (6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料 <u>書類1件</u>につき 350円 <u>(7)～(46)</u> (略) 第3条～第9条 (略)

厚真町生活会館条例の一部改正について

1 改正の趣旨

自治会の管理運営による地域の集会施設として地域住民の活動の場となっている生活会館に指定管理者制度の導入を可能とすることにより、柔軟な管理運営を行うことができるようにする。また住民課福祉グループ所管の類似施設で、地域の集会施設である生活館 3 館を生涯学習課社会教育グループへ移管するための条例の一部改正

2 改正の主な内容

(1) 指定管理者制度の導入による管理

(条例第 9 条)

町長は「指定管理者に生活会館の管理を行わせることができる」旨の規定を追加

(条例第 9 条第 2 項)

「当該指定管理者が行う場合の業務について」内容の規定を追加

(条例第 9 条第 3 項)

その他指定管理者制度導入時の読み替え規定の追加

(2) 名称及び位置に「上野生活館」、「幌里生活館」、「鯉沼生活館」の 3 館を生活会館に追加

3 施行期日

公布の日から施行する。

厚真町生活会館条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前																																																																																								
第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 生活会館の名称及び位置は、次のとおりとする。	第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 生活会館の名称及び位置は、次のとおりとする。																																																																																								
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>共栄生活会館</td><td>厚真町字共栄225番地の1</td></tr> <tr> <td>桜丘生活会館</td><td>厚真町字桜丘406番地</td></tr> <tr> <td>上厚真第五区生活会館</td><td>厚真町字共和442番地の2</td></tr> <tr> <td>共和生活会館</td><td>厚真町字共和314番地の9</td></tr> <tr> <td>厚和生活会館</td><td>厚真町字厚和114番地の2</td></tr> <tr> <td>美里生活会館</td><td>厚真町字美里134番地</td></tr> <tr> <td>軽舞生活会館</td><td>厚真町字軽舞273番地の2 及び332番地の5</td></tr> <tr> <td>浜厚真生活会館</td><td>厚真町字浜厚真132番地の2</td></tr> <tr> <td>東和生活会館</td><td>厚真町字東和118番地の2</td></tr> <tr> <td>宇隆生活会館</td><td>厚真町字宇隆593番地の1</td></tr> <tr> <td>豊川生活会館</td><td>厚真町字豊川339番地の5</td></tr> <tr> <td>富野生活会館</td><td>厚真町字富野454番地の1</td></tr> <tr> <td>上野生活館</td><td>厚真町字上野279番地の3</td></tr> <tr> <td>幌里生活館</td><td>厚真町字幌里216番地の2</td></tr> <tr> <td>鯉沼生活館</td><td>厚真町字鯉沼63番地の5</td></tr> <tr> <td>朝日マナビィハウス</td><td>厚真町字朝日368番地の6</td></tr> <tr> <td>豊沢マナビィハウス</td><td>厚真町字豊沢472番地の1</td></tr> <tr> <td>ルーラルマナビィハウス</td><td>厚真町字豊沢1209番地</td></tr> <tr> <td>豊丘マナビィハウス</td><td>厚真町字豊丘264番地の5</td></tr> <tr> <td>鹿沼マナビィハウス</td><td>厚真町字鹿沼217番地の4</td></tr> <tr> <td>本郷マナビィハウス</td><td>厚真町字本郷229番地の1</td></tr> </table>	名称	位置	共栄生活会館	厚真町字共栄225番地の1	桜丘生活会館	厚真町字桜丘406番地	上厚真第五区生活会館	厚真町字共和442番地の2	共和生活会館	厚真町字共和314番地の9	厚和生活会館	厚真町字厚和114番地の2	美里生活会館	厚真町字美里134番地	軽舞生活会館	厚真町字軽舞273番地の2 及び332番地の5	浜厚真生活会館	厚真町字浜厚真132番地の2	東和生活会館	厚真町字東和118番地の2	宇隆生活会館	厚真町字宇隆593番地の1	豊川生活会館	厚真町字豊川339番地の5	富野生活会館	厚真町字富野454番地の1	上野生活館	厚真町字上野279番地の3	幌里生活館	厚真町字幌里216番地の2	鯉沼生活館	厚真町字鯉沼63番地の5	朝日マナビィハウス	厚真町字朝日368番地の6	豊沢マナビィハウス	厚真町字豊沢472番地の1	ルーラルマナビィハウス	厚真町字豊沢1209番地	豊丘マナビィハウス	厚真町字豊丘264番地の5	鹿沼マナビィハウス	厚真町字鹿沼217番地の4	本郷マナビィハウス	厚真町字本郷229番地の1	<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>共栄生活会館</td><td>厚真町字共栄225番地の1</td></tr> <tr> <td>桜丘生活会館</td><td>厚真町字桜丘406番地</td></tr> <tr> <td>上厚真第五区生活会館</td><td>厚真町字共和442番地の2</td></tr> <tr> <td>共和生活会館</td><td>厚真町字共和314番地の9</td></tr> <tr> <td>厚和生活会館</td><td>厚真町字厚和114番地の2</td></tr> <tr> <td>美里生活会館</td><td>厚真町字美里134番地</td></tr> <tr> <td>軽舞生活会館</td><td>厚真町字軽舞273番地の2 及び332番地の5</td></tr> <tr> <td>浜厚真生活会館</td><td>厚真町字浜厚真132番地の2</td></tr> <tr> <td>東和生活会館</td><td>厚真町字東和118番地の2</td></tr> <tr> <td>宇隆生活会館</td><td>厚真町字宇隆593番地の1</td></tr> <tr> <td>豊川生活会館</td><td>厚真町字豊川339番地の5</td></tr> <tr> <td>富野生活会館</td><td>厚真町字富野454番地の1</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>朝日マナビィハウス</td><td>厚真町字朝日368番地の6</td></tr> <tr> <td>豊沢マナビィハウス</td><td>厚真町字豊沢472番地の1</td></tr> <tr> <td>ルーラルマナビィハウス</td><td>厚真町字豊沢1209番地</td></tr> <tr> <td>豊丘マナビィハウス</td><td>厚真町字豊丘264番地の5</td></tr> <tr> <td>鹿沼マナビィハウス</td><td>厚真町字鹿沼217番地の4</td></tr> <tr> <td>本郷マナビィハウス</td><td>厚真町字本郷229番地の1</td></tr> </table>	名称	位置	共栄生活会館	厚真町字共栄225番地の1	桜丘生活会館	厚真町字桜丘406番地	上厚真第五区生活会館	厚真町字共和442番地の2	共和生活会館	厚真町字共和314番地の9	厚和生活会館	厚真町字厚和114番地の2	美里生活会館	厚真町字美里134番地	軽舞生活会館	厚真町字軽舞273番地の2 及び332番地の5	浜厚真生活会館	厚真町字浜厚真132番地の2	東和生活会館	厚真町字東和118番地の2	宇隆生活会館	厚真町字宇隆593番地の1	豊川生活会館	厚真町字豊川339番地の5	富野生活会館	厚真町字富野454番地の1							朝日マナビィハウス	厚真町字朝日368番地の6	豊沢マナビィハウス	厚真町字豊沢472番地の1	ルーラルマナビィハウス	厚真町字豊沢1209番地	豊丘マナビィハウス	厚真町字豊丘264番地の5	鹿沼マナビィハウス	厚真町字鹿沼217番地の4	本郷マナビィハウス	厚真町字本郷229番地の1
名称	位置																																																																																								
共栄生活会館	厚真町字共栄225番地の1																																																																																								
桜丘生活会館	厚真町字桜丘406番地																																																																																								
上厚真第五区生活会館	厚真町字共和442番地の2																																																																																								
共和生活会館	厚真町字共和314番地の9																																																																																								
厚和生活会館	厚真町字厚和114番地の2																																																																																								
美里生活会館	厚真町字美里134番地																																																																																								
軽舞生活会館	厚真町字軽舞273番地の2 及び332番地の5																																																																																								
浜厚真生活会館	厚真町字浜厚真132番地の2																																																																																								
東和生活会館	厚真町字東和118番地の2																																																																																								
宇隆生活会館	厚真町字宇隆593番地の1																																																																																								
豊川生活会館	厚真町字豊川339番地の5																																																																																								
富野生活会館	厚真町字富野454番地の1																																																																																								
上野生活館	厚真町字上野279番地の3																																																																																								
幌里生活館	厚真町字幌里216番地の2																																																																																								
鯉沼生活館	厚真町字鯉沼63番地の5																																																																																								
朝日マナビィハウス	厚真町字朝日368番地の6																																																																																								
豊沢マナビィハウス	厚真町字豊沢472番地の1																																																																																								
ルーラルマナビィハウス	厚真町字豊沢1209番地																																																																																								
豊丘マナビィハウス	厚真町字豊丘264番地の5																																																																																								
鹿沼マナビィハウス	厚真町字鹿沼217番地の4																																																																																								
本郷マナビィハウス	厚真町字本郷229番地の1																																																																																								
名称	位置																																																																																								
共栄生活会館	厚真町字共栄225番地の1																																																																																								
桜丘生活会館	厚真町字桜丘406番地																																																																																								
上厚真第五区生活会館	厚真町字共和442番地の2																																																																																								
共和生活会館	厚真町字共和314番地の9																																																																																								
厚和生活会館	厚真町字厚和114番地の2																																																																																								
美里生活会館	厚真町字美里134番地																																																																																								
軽舞生活会館	厚真町字軽舞273番地の2 及び332番地の5																																																																																								
浜厚真生活会館	厚真町字浜厚真132番地の2																																																																																								
東和生活会館	厚真町字東和118番地の2																																																																																								
宇隆生活会館	厚真町字宇隆593番地の1																																																																																								
豊川生活会館	厚真町字豊川339番地の5																																																																																								
富野生活会館	厚真町字富野454番地の1																																																																																								
朝日マナビィハウス	厚真町字朝日368番地の6																																																																																								
豊沢マナビィハウス	厚真町字豊沢472番地の1																																																																																								
ルーラルマナビィハウス	厚真町字豊沢1209番地																																																																																								
豊丘マナビィハウス	厚真町字豊丘264番地の5																																																																																								
鹿沼マナビィハウス	厚真町字鹿沼217番地の4																																																																																								
本郷マナビィハウス	厚真町字本郷229番地の1																																																																																								

厚真町生活会館条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
ス		ス	
幌内マナビィハウ	厚真町字幌内607番地の1	幌内マナビィハウ	厚真町字幌内607番地の1
ス		ス	
第3条～第8条 （略） <u>(指定管理者による管理)</u> 第9条 町長は、生活会館の管理運営上必要と認めたときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に生活会館の管理を行わせることができる。 2 前項の規定により指定管理者に生活会館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) <u>生活会館の利用の受入れ及び特に必要と認める事務に関すること。</u> (2) <u>生活会館及び附帯設備並びに備付け物品の管理に関すること。</u> (3) <u>生活会館内外の清掃に関すること。</u> (4) <u>生活会館の法令に定める避難訓練のほか、防災、防犯に関すること。</u> (5) <u>前各号に定めるもののほか、生活会館の設置趣旨に従い、生活会館の維持、管理及び運営に関すること。</u> 3 第1項の規定により指定管理者に生活会館の管理を行わせる場合における第4条、第6条、第7条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。 (委任) 第10条 （略）		第3条～第8条 （略） (委任) 第9条 （略）	

厚真町こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前												
第1条～第5条 (略) (利用者負担額の算定及び軽減) 第6条 前条で定める利用者負担額については、当面の間、次の各号により算定される額であって、最も額の少ないものを適用し、教育・保育給付認定保護者から徴収する。 (1) (略) (2) 次表の第1欄に掲げる者の利用者負担額については、第2欄により算定した額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1欄</th><th>第2欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 特定被監護者等のうち最年長者</td><td>前条で定める額の2分<u>1</u>の額。ただし、算定した額に100円未満の端数があるときは、それを切り上げる。</td></tr> <tr> <td>イ 特定被監護者等のうちア以外の者</td><td>アについて算定する金額の3分の1の額。ただし、算定した額に100円未満の端数があるときは、それを切り上げる。</td></tr> </tbody> </table> (時間外保育) 第7条 教育・保育給付認定保護者は、その教育・保育給付認定子どもが、やむを得ない理由により利用時間帯以外の時間において、特定教育・保育を受けたものに対し、時間外利用者負担額として、当該子ども1人につき30分あたり<u>100円とする。ただし、18時30分以降の利用については200円とする。</u> 第8条～第12条 (略)	第1欄	第2欄	ア 特定被監護者等のうち最年長者	前条で定める額の 2分 <u>1</u> の額。ただし、算定した額に100円未満の端数があるときは、それを切り上げる。	イ 特定被監護者等のうちア以外の者	アについて算定する金額の3分の1の額。ただし、算定した額に100円未満の端数があるときは、それを切り上げる。	第1条～第5条 (略) (利用者負担額の算定及び軽減) 第6条 前条で定める利用者負担額については、当面の間、次の各号により算定される額であって、最も額の少ないものを適用し、教育・保育給付認定保護者から徴収する。 (1) (略) (2) 次表の第1欄に掲げる者の利用者負担額については、第2欄により算定した額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1欄</th><th>第2欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 特定被監護者等のうち最年長者</td><td>前条で定める額の3分<u>2</u>の額。ただし、算定した額に100円未満の端数があるときは、それを切り上げる。</td></tr> <tr> <td>イ 特定被監護者等のうちア以外の者</td><td>アについて算定する金額の3分の1の額。ただし、算定した額に100円未満の端数があるときは、それを切り上げる。</td></tr> </tbody> </table> (時間外保育) 第7条 教育・保育給付認定保護者は、その教育・保育給付認定子どもが、やむを得ない理由により利用時間帯以外の時間において、特定教育・保育を受けたものに対し、時間外利用者負担額として、当該子ども1人につき30分あたり<u>100円の利用者負担額を負担するものとする。</u> 第8条～第12条 (略)	第1欄	第2欄	ア 特定被監護者等のうち最年長者	前条で定める額の 3分 <u>2</u> の額。ただし、算定した額に100円未満の端数があるときは、それを切り上げる。	イ 特定被監護者等のうちア以外の者	アについて算定する金額の3分の1の額。ただし、算定した額に100円未満の端数があるときは、それを切り上げる。
第1欄	第2欄												
ア 特定被監護者等のうち最年長者	前条で定める額の 2分 <u>1</u> の額。ただし、算定した額に100円未満の端数があるときは、それを切り上げる。												
イ 特定被監護者等のうちア以外の者	アについて算定する金額の3分の1の額。ただし、算定した額に100円未満の端数があるときは、それを切り上げる。												
第1欄	第2欄												
ア 特定被監護者等のうち最年長者	前条で定める額の 3分 <u>2</u> の額。ただし、算定した額に100円未満の端数があるときは、それを切り上げる。												
イ 特定被監護者等のうちア以外の者	アについて算定する金額の3分の1の額。ただし、算定した額に100円未満の端数があるときは、それを切り上げる。												

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第13条 (略) (一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第13条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第22条及び第22条の3及び第22条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。))は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法第74条の規定による補助金の額 イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))の額 ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」とい	第1条～第13条 (略) (一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第13条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第22条及び第22条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。))は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法第74条の規定による補助金の額 イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))の額 ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」とい

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
う。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額 エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。))のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額 (一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)	う。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額 エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。))のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額 (一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)
第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3	第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に	第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
関する法律(昭和44年法律第46号。第22条において「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。) に、第18条の所得割の保険料率を乗じて算定する。 第15条2項～第18条の6 (略) (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額) 第18条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第22条、第22条の3及び第22条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。) は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付	関する法律(昭和44年法律第46号。第22条において「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。) に、第18条の所得割の保険料率を乗じて算定する。 第15条2項～第18条の6 (略) (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額) 第18条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第22条及び第22条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。) は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額 第18条の6の3～第18条の6の12 (略) (介護納付金賦課総額) 第18条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第22条及び第22条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入	金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額 第18条の6の3～第18条の6の12 (略) (介護納付金賦課総額) 第18条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第22条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額 第18条の8～第20条 (略) (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合) 第21条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、<u>若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)</u>となった場合における当該納付義務者に係る第14条、第18条の2、第18条の6の3若しくは第18条の6の7の額(被保険者数が増加し、又は減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。))又は第18条の8の額<u>又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第22条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める第18条若しくは第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、次条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第22条の4第1項各</u>	(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額 第18条の8～第20条 (略) (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合) 第21条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、<u>又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)</u>となった場合における当該納付義務者に係る第14条、第18条の2、第18条の6の3若しくは第18条の6の7の額(被保険者数が増加し、又は減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。))又は第18条の8の額<u>又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。))又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介</u>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)</u>に定める額若しくは同条第5項各号<u>(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)</u>に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日<u>若しくは特例対象被保険者等</u>となった日の属する月から、月割をもって行う。 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条、第18条の2、第18条の6の3若しくは第18条の6の7の額又は第18条の8の額又は次条第1項各号に定める額、<u>第22条の3第1項に定める第18条若しくは第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第4項第1号に定める額、第22条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)</u>の属する月の前月まで、月割をもって行う。	介護納付金賦課被保険者でなくなった日<u>又は</u>特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条、第18条の2、第18条の6の3若しくは第18条の6の7の額又は第18条の8の額又は次条第1項各号に定める額<u>若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)</u>の属する月の前月まで、月割をもって行う。

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(低所得者の保険料の減額) 第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。 (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡	(低所得者の保険料の減額) 第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。 (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
所得等の金額(<u>同法附則第35条2の6第11項</u>又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につ	所得等の金額(<u>同法附則第35条の2の6第15項</u>又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につ

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
いて同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者は除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額 イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額 第22条第1項第2号～第22条の2 (略) (未就学児の被保険者均等割額の減額) 第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、当該<u>保険料率</u>に、それぞれ、10分の5を乗じて	いて同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者は除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額 イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額 第22条第1項第2号～第22条の2 (略) (未就学児の被保険者均等割額の減額) 第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>から、当該<u>保険料額</u>に、それぞれ、10分の5を乗じて

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
得た額(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。 第22条の3第2項～第3項 (略) 4 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。 (1) 第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、当該<u>保険料率</u>に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額 第22条の3第4項第2号～第6項 (略) (<u>出産被保険者の保険料の減額</u>) 第22条の4 <u>当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)</u>がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、<u>第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く)。</u> (1) <u>当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に</u>	得た額(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。 第22条の3第2項～第3項 (略) 4 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。 (1) 第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>から、当該<u>保険料額</u>に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額 第22条の3第4項第2号～第6項 (略)

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第27条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>2 第18条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第18条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u> <u>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。</u> <u>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者で</u>	

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>ある者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</u> <u>5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。</u> <u>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条第1項各号に規定する場合に応じそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>6 第18条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第18条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と</u>	

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>読み替えるものとする。</u> 7 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。</u> 8 <u>第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</u> 第23条～第27条の3 (略) <u>(出産被保険者に関する届出)</u> 第27条の4 <u>出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。</u> (1) <u>世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> (2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> (3) <u>出産の予定日</u> (4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u> 2 <u>前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u>	第23条～第27条の3 (略)

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>なければならない。</u> (1) <u>出産の予定日を明らかにすることが</u> <u>できる書類</u> (2) <u>多胎妊娠の場合にあっては、その旨を</u> <u>明らかにすることができる書類</u> (3) <u>出産後に前項の規定による届出を行</u> <u>う場合にあっては、出産した被保険者と</u> <u>当該出産に係る子との身分関係を明らか</u> <u>にすることができる書類</u> 3 <u>第1項の届出は、出産被保険者の出産の予</u> <u>定日の6月前から行うことができる。</u> 4 <u>第1項の規定にかかわらず、町長が、出産</u> <u>被保険者について第1項各号に掲げる事項</u> <u>及び第2項各号に掲げる書類において明ら</u> <u>かにすべき事項を確認することができる</u> <u>ときは、第1項の規定による届出を省略させる</u> <u>ことができる。</u>	

令和5年度 物価高騰経済対策事業一覧

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金							
No			事業名	予算額	うち交付金 充当額	一般財源	備 考
1	福祉	6月 補正	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給 付金支給事業	18,900,000	18,000,000	900,000	低所得者(非課税)世帯(補助)と家計急変世帯(単費) へ物価高騰に対する支援
2	福祉	6月 補正	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給 付金支給事務事業	2,691,000	1,019,000	1,672,000	上記事業の事務事業費
3	福祉	6月 補正	社会福祉施設等原油価格高騰対策支援金 支給事業	4,115,000	823,000	3,292,000	福祉施設及び医療機関へ物価高騰に対する支援
4	子育て	6月 補正	子育て支援給付事業	3,844,000	769,000	3,075,000	中学生以下の世帯に給食費相当額を支援 R5_子育て世帯生活支援特別給付金の支給世帯は対 象外
5	経済	6月 補正	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 事業:商品券事業補助金	36,500,000	7,300,000	29,200,000	プレミアム商品券
6	経済	6月 補正	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 事業:飲食店応援緊急経済対策	2,870,000	574,000	2,296,000	フードエール券
7	学校	6月 補正	学校保健特別対策事業(小学校)	900,000	450,000	0	小学校の感染対策用品購入(補助裏充当分)
8	学校	6月 補正	学校保健特別対策事業(中学校)	900,000	450,000	0	中学校の感染対策用品購入(補助裏充当分)
合計				70,720,000	29,385,000	40,435,000	

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金							
No			事業名	予算額	うち交付金 充当額	一般財源	備 考
1	福祉	12月 補正	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給 付金支給事業	37,800,000	29,288,000	8,512,000	低所得者(非課税)世帯(補助)と家計急変世帯(単費) へ物価高騰に対する支援
2	福祉	12月 補正	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給 付金支給事務事業	5,000,000	1,046,000	3,954,000	上記事業の事務事業費
3	福祉	12月 補正	社会福祉施設等原油価格高騰対策支援金 支給事業	1,210,000	450,000	760,000	福祉施設及び医療機関へ物価高騰に対する支援
4	子育て	12月 補正	子育て支援給付事業	2,381,000	882,000	1,499,000	中学生以下の世帯に給食費相当額を支援 R5_子育て世帯生活支援特別給付金の支給世帯は対 象外
5	農業	12月 補正	農業生産費高騰対策事業	48,000,000	17,450,000	30,550,000	営農かかり増し経費を支援
6	経済	12月 補正	漁業燃油高騰対策事業	1,138,000	400,000	738,000	燃料負担軽減
7	経済	12月 補正	※物価高騰経済対策事業:商品券補助事 業	21,500,000		21,500,000	プレミアム商品券
8	経済	12月 補正	※物価高騰経済対策事業:商工事業者支 援事業	8,000,000		8,000,000	光熱水費の高騰分に対する支援
9	経済	12月 補正	※物価高騰経済対策事業:貨物自動車運 送事業者支援事業	3,000,000		3,000,000	燃料負担軽減
合計				128,029,000	49,516,000	78,513,000	

※交付金を充当していない事業については、来年度以降に繰り越す可能性があるため充当していない。

【町独自経済対策事業】 (交付金事業メニュー対象外事業)							
1	子育て	12月 補正	子育て支援給付事業	321,000		321,000	町内こども園を利用する子育て世帯に対し4月改正の 利用料と現在の利用料の1月～3月分の差額分を支 給(町単独事業)

総合計				199,070,000	78,901,000	119,269,000	
-----	--	--	--	-------------	------------	-------------	--

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	2	事業	1264
事業名	情報ネットワーク総合管理事業				所管G		総務人事G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源	※その他の内訳		
15,840						15,840			

◆ 補正の目的

新庁舎にネットワークを整備するために、基本設計書（ネットワーク構成図、サーバー構成図等）の作成を行う。

また、令和7年度以降に別途ネットワーク構築業務を発注するための仕様書案の作成を行う。

別添資料 有

◆ 事業の概要

1 委託業務内容

- ① 現用ネットワーク調査
既存資料の分析と現地調査により複雑化しているシステム情報の整理を行い、現用ネットワークの問題点を抽出する。
- ② 新庁舎ネットワーク基本設計
ネットワーク構成図、サーバ構成図等を作成する。
- ③ 概算見積書の作成
基本設計に沿った新庁舎ネットワーク構成を構築する場合の概算費用を算出する。
- ④ 発注仕様書の作成
新庁舎ネットワーク構築に係る発注仕様書を作成する。

2 業務スケジュール

プロポーザル公募 令和6年1月上旬
 プロポーザル実施 令和6年2月下旬
 契約締結 令和6年3月上旬
 設計業務期間 令和6年3月上旬～令和7年3月

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	2	事業	1264
事業名	情報ネットワーク総合管理事業				所管G		総務人事G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
611						611			

◆ 補正の目的

財務会計システムのデータベースサーバーの容量が不足しており、システムの停止やデータの破損、破損したデータの修復・復元が不可能になるリスクがある。そのため、本事業で必要な容量を確保することで安定稼働を図る。

別添資料

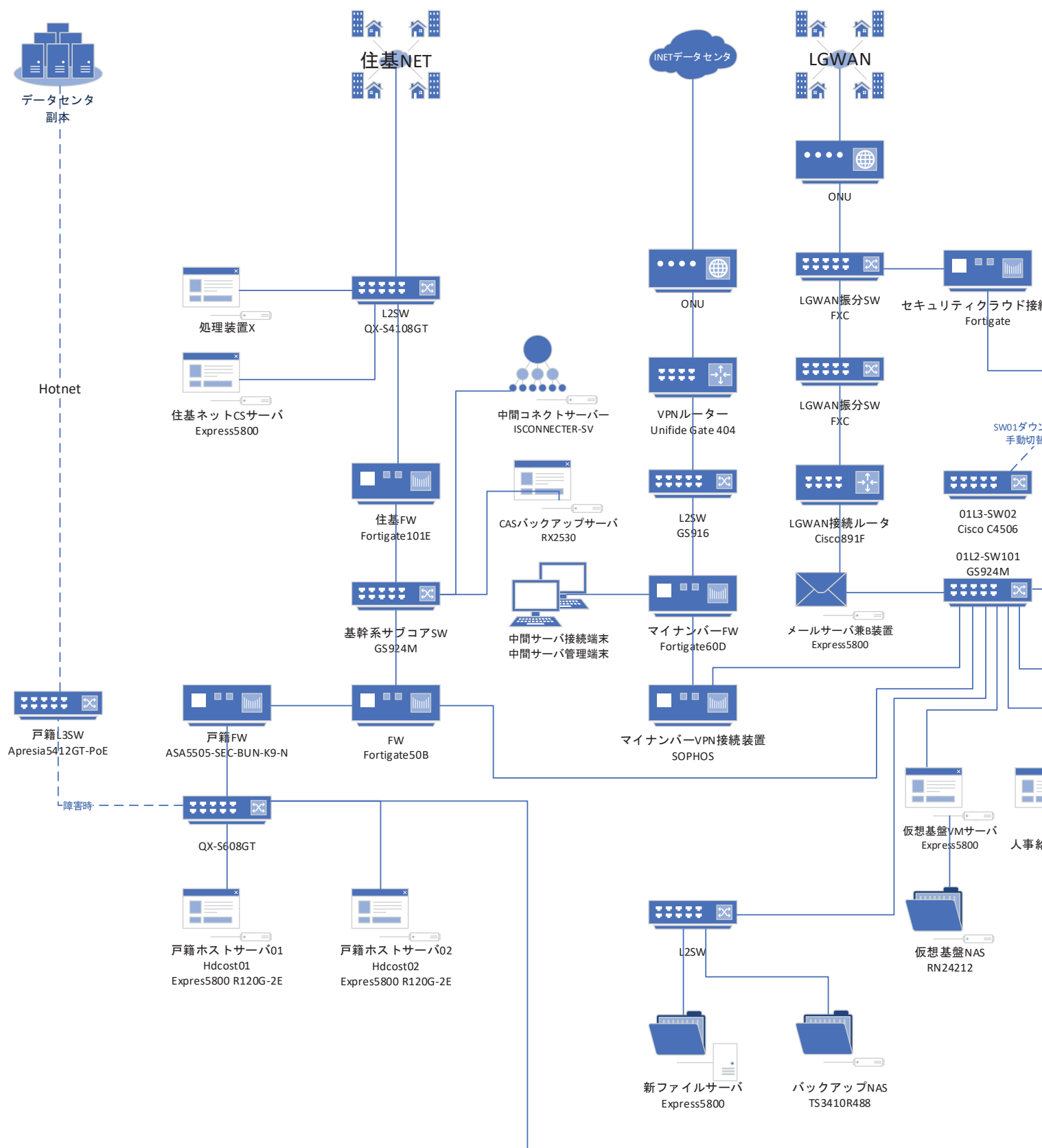
無

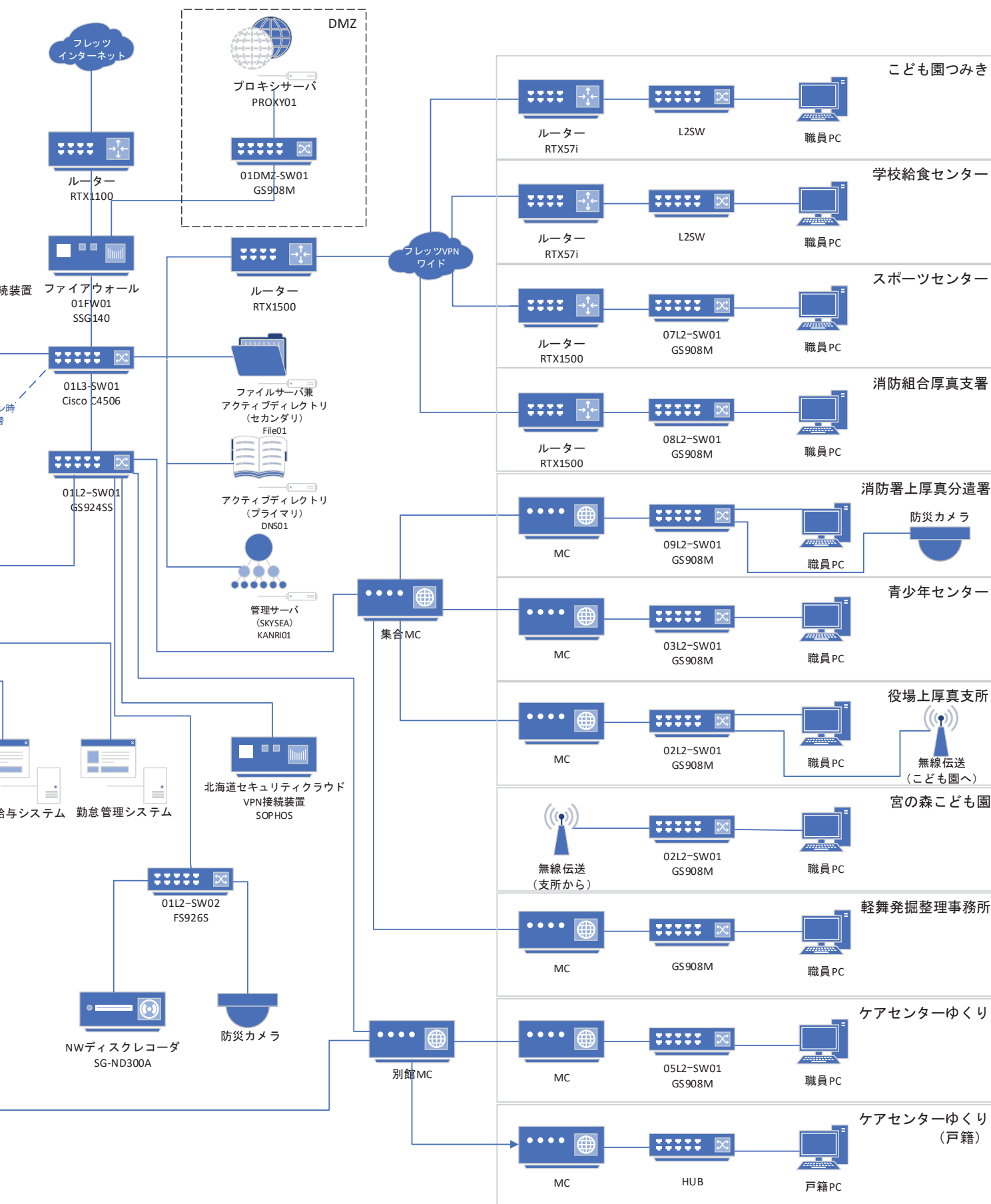
◆ 事業の概要

以下の作業を行うことで財務会計システムのデータベースサーバーのハードディスク空き容量を平準化する。

- 1 不要ファイルの削除
- 2 容量に余裕のあるドライブから、容量が不足しているドライブへ容量を割り当てる。

厚真町役場情報システムネットワーク構成図 (2023.11.24現在)





補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計			款	2	項	1	目	7	事業	1303
事業名	ゼロカーボン推進事業						所管G		ゼロカーボン推進室		
予算額	財源内訳										
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳			
300		100				200					

◆ 補正の目的

2050年のゼロカーボンの達成に向け、国および道の補助制度に上乗せし、既存住宅の実質ゼロエネルギー化を推進するため、改修工事費用の一部を助成する。

別添資料

無

◆ 事業の概要

1 補正の理由

住まいのゼロカーボン化推進補助金の高効率給湯・冷暖房設備導入に係るヒートポンプ冷暖房機について、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律で規定するトップランナー制度における省エネ基準を満たす家庭用エアコンで、寒冷地用かつ空気清浄機能又は換気機能を有するものにより補助対象とすることが可能となったことから需要の増加を想定し拡充することを目的とする。

2 事業概要

(1) 高効率給湯及び冷暖房設備導入に係る費用の一部を助成

補助率 定額補助

補助額 ヒートポンプ給湯・冷暖房設備

家庭用エアコン（寒冷地用かつ空気清浄機能又は換気機能を有するもの） 75千円/台 1申請につき上限2台

（内、25千円/台は北海道の上乗せ分）

3 補正予算額 負担金補助及び交付金 200千円

【参考】

9月補正予算（関係分）

高効率給湯及び冷暖房設備導入に係る費用の一部を助成

補助率 定額補助

補助額 ヒートポンプ給湯・冷暖房設備 75千円

（内、25千円は北海道の上乗せ分）

ハイブリッド給湯・冷暖房システム 150千円

（内、50千円は北海道の上乗せ分）

家庭用燃料電池 225千円

（内、75千円は北海道の上乗せ分）

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	8	事業	326
事業名	町営ブロードバンド事業				所管G		防災G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
3, 257						3, 257			

◆ 補正の目的

事業終了した町営ブロードバンドに係る不要設備の撤去を行う。（撤去を必要とする部分のうち北海道電力ネットワーク株式会社柱の移設に伴う不要部分の撤去を実施する。）

別添資料

有

◆ 事業の概要

事業終了した町営ブロードバンドに係る光通信線について、北海道電力ネットワーク株式会社所有の電柱の移設に伴い、不要設備の撤去を行うもの

- 1 浜厚真地区光通信線不要設備撤去工事（ケーブル撤去：延長 1, 384 m、自営柱撤去：5 本） 3, 257 千円

浜厚真地区光通信線不要設備撤去工事位置図

青色 町営ブロードバンド光通信線位置 (4,071m：今回撤去部分(赤色)の1,384mを含む。)
赤色 今回撤去部分 (1,384m)

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計		款	3	項	1	目	1	事業	1326
事業名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業					所管G		福祉G		
予算額	財源内訳									
	国	道	地方債		※その他		一般財源		※その他の内訳	
37,800	29,288						8,512			

◆ 補正の目的

電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、緊急支援として給付金を支給する。

別添資料 無

◆ 事業の概要

1 支給対象者

令和5年12月1日において厚真町に住民登録があり、以下のいずれかの条件に該当する世帯

- ① 世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯（生活保護受給世帯を含む）
- ② ①に該当しない世帯のうち、予期せず家計が急変し、令和5年1月以降の収入が減少したことにより、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯

2 支給見込世帯数

住民税非課税世帯 531世帯
 転入世帯 9世帯
 計 540世帯

3 支給額

1世帯あたり 70千円

【参考】

令和5年度支給実績（令和5年補正予算（第3号））

支給世帯 525世帯

支給額 15,750千円（1世帯あたり30千円）

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計		款	3	項	1	目	3	事業	1356
事業名	社会福祉施設等原油価格高騰対策支援金支給事業					所管G		福祉G		
予算額	財源内訳									
	国	道	地方債		※その他		一般財源		※その他の内訳	
1, 210	450						760			

◆ 補正の目的

物価及び原油価格高騰の影響を受ける医療機関・社会福祉施設等の事業継続を支援し、安定的な医療・福祉サービスの提供を図ることを目的に支援金を支給する。

別添資料 無

◆ 事業の概要

- 1 交付対象者
町内に所在する医療・福祉サービス事業者
- 2 支援金の額
 - (1) 単価等（追加支給分）
 - ①入所施設 定員一人につき 10 千円
 - ②通所施設 定員一人につき 6 千円
 - ③無床診療所・歯科医院 1 施設あたり 150 千円
 - ④薬局 1 施設あたり 100 千円

※単価は、総務省 2020 基準消費者物価指数表による令和 4 年 4 月から令和 5 年 1 月における平均物価上昇率分を基本として算出
 公定価格×光熱水費 14.5%
 - (2) 支援金額
上記単価で計算した金額の 2 分の 1（1 法人あたり上限 500 千円）
- 3 予算計上額 1,210 千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	3	項	2	目	1	事業	1082
事業名	子育て支援給付事業				所管G		子育て支援G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
2,702	882					1,820			

◆ 補正の目的

物価高騰の影響を受けている0歳から15歳までの児童を養育する子育て世帯に対し、給食費等相当額の一部と、こども園利用者負担額の一部を還元することにより、子育て世帯に対し経済支援を図る。

別添資料 無

◆ 事業の概要

【給食費等相当額還元】（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象事業）
食費等の物価高騰の影響を受けている0歳から15歳（中学生）までの児童を養育する子育て世帯に対し、給食費等相当額の一部をあつまるポイントで還元する。

1 支給対象者

0歳～15歳（中学生）までの児童を養育する保護者

※ただし、R5年度子育て世帯生活支援特別給付金受給者（ひとり親世帯分、その他世帯分）を除く。

2 還元対象月 令和6年1月～3月分（3カ月分）

3 還元ポイント額（対象児童1人あたり）

- ① 0～5歳児 3,000ポイント（1,000ポイント×3カ月）
- ② 小学生 6,000ポイント（2,000ポイント×3カ月）
- ③ 中学生 7,200ポイント（2,400ポイント×3カ月）

4 支給対象見込数

- ① 0～5歳児 155人
- ② 小学生 204人
- ③ 中学生 96人 計 455人

5 補正予算（1ポイント1円換算）

- ① 0～5歳 465,000円
- ② 小学生 1,224,000円
- ③ 中学生 691,200円 計 2,380,200円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	3	項	2	目	1	事業	1082
事業名	子育て支援給付事業				所管G		子育て支援G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	

◆ 事業の概要つづき

【子育て支援保育料還元】（町独自経済対策事業）

物価高騰の影響を受けている町内のこども園を利用する子育て世帯に対し、令和6年1月から3月までの利用者負担額について、令和6年4月からのこども園利用者負担額（保育料）改定に先駆け、現行と改定後の利用者負担額との差額相当分をあつまるポイントで還元する。

1 支給対象者

町内のこども園を利用する0歳～2歳児までの、利用者負担額を負担している保護者

2 還元対象月 令和6年1月～3月分（3カ月分）

3 還元ポイント額

現行の利用者負担額（国基準の2／3）と改定後の利用者負担額（国基準の1／2）の差額相当分

こども園つみき分 37,000円／月

宮の森こども園分 69,700円／月 計 106,700円／月

4 支給対象人数

こども園つみき 7人

宮の森こども園 13人 計 20人

5 補正額（1ポイント1円換算）

106,700円×3カ月 計 320,100円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	2	事業	1319
事業名	農業生産費高騰対策事業				所管G		農業G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
48,000	17,450					30,550			

◆ 補正の目的

新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、世界情勢の悪化及び円安による輸入生産資材の値上がりに加え、社会全般も物価が高止まりしており、農業経営が大きな影響を受けていることから、営農掛かり増し経費による生産者の負担増加に対して支援を行い、令和6年の再生産と営農継続に向けた安定生産の下支えに寄与することを目的とする。

別添資料 無

◆ 事業の概要

- 1 補助対象者 厚真町内の農業経営体
(R5年4月1日～11月30日に出荷実績のある農業経営体)
- 2 補助対象経費 令和5年に支出見込みの肥料費、飼料費及び生産資材費・農薬費・燃料費等に対し、農業生産資材価格指数（農林水産省）の対令和3年比増高割合（10.0%）を乗じて算定した掛かり増し費用
- 3 補助率 1/4（1,000円未満の端数は切り捨て）
- 4 補助金額 48,000千円
 (1) 対象となる生産費（見込み） 1,939,582千円
 (2) 町補助金額（A×B×C×D） 48,000千円
 ① 肥料費 11,784千円
 ② 飼料費 15,809千円
 ③ 生産資材・農薬・燃料費等 20,407千円

区 分	A 令和5年度生産費（見込） （千円）	B 前年比増高割合 （%）	C 負担割合（%）			D 補助率
			国	道	農業経営体	
① 肥料費	490,985	10.0	2.0 ※1	2.0 ※2	96.0	1/4
② 飼料費	632,355		-	-	100.0	
③ 生産資材・農薬・燃料費等	816,242		-	-	100.0	

※1 化学肥料低減定着対策事業【国】

※2 肥料価格高騰対策事業【道】

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	3	事業	468
事業名	公共牧場管理事業				所管G		農業G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
680						680			

◆ 補正の目的

宇隆牧場への接続道として、町有地を取得し、事業の適正な実施を図ることを目的とする。

別添資料 有

◆ 事業の概要

宇隆牧場の接続道として賃借していた以下の土地について取得する。

1 対象とする土地

(1) 厚真町字宇隆 2 5 0 番地 1 0	1, 4 3 3. 2 m ²
(2) 厚真町字宇隆 1 5 8 番地 4	1 1 2. 8 m ²
合計	1, 5 4 6. 0 m ²

2 取得時期

令和 6 年 3 月末

3 補正予算額

(1) 公用財産購入費

畑 6 5 0. 5 m ² × 4 0 0 円 =	2 6 0, 2 0 0 円
山林 8 9 5. 5 m ² × 1 0 0 円 =	8 9, 5 5 0 円
小計	3 4 9, 7 5 0 円

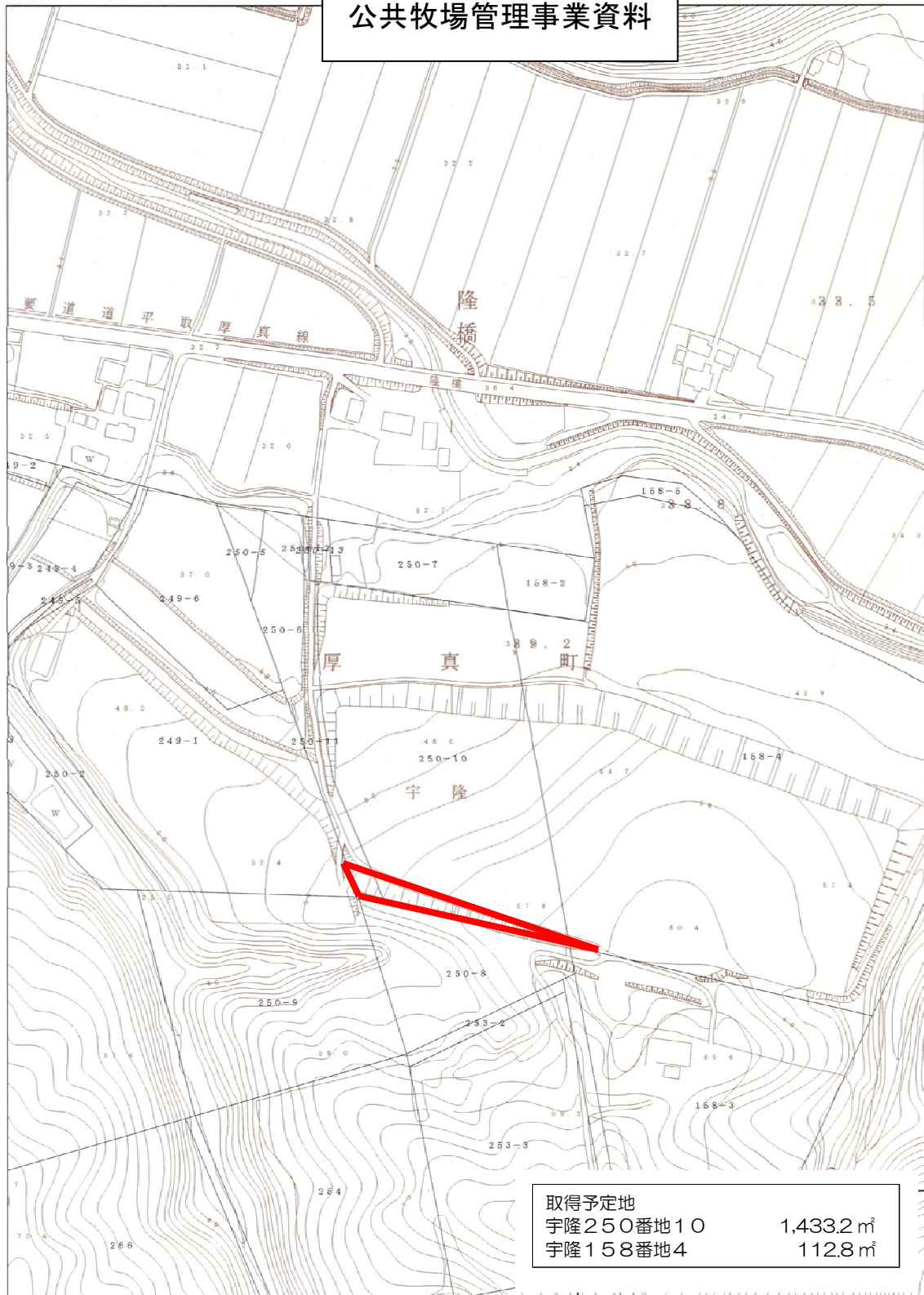
(2) 委託料

測量調査委託料	3 3 0, 0 0 0 円
合計	6 7 9, 7 5 0 円

4 位置図

別添資料のとおり

公共牧場管理事業資料



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	3	目	1	事業	1320
事業名	漁業燃油高騰対策事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源	※その他の内訳		
1, 138	400					738			

◆ 補正の目的

原油高騰により高止まりしている漁船の燃油購入費に対して一部を助成する。

別添資料

無

◆ 事業の概要

(1) 事業内容

平成29年度から令和2年度までの平均軽油単価81.8円/ℓを基準に、令和5年度の軽油単価の差額分を1ℓあたり20円を上限に補助するもの

(2) 事業主体

鵜川漁業協同組合

(3) 支給方法

鵜川漁業協同組合厚真支所の組合員が、組合から燃料を購入する際に燃料価格に直接補助を行い、組合員の負担を軽減し経営安定を図る。

(4) 予算額

1,138千円

(内訳) 令和5年度想定 45,000ℓ×20円=900千円

令和4年度燃油高騰対策おける未精算分 238千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	7	項	1	目	1	事業	1387
事業名	物価高騰経済対策事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
32, 500						32, 500			

◆ 補正の目的

物価及び燃料価格の高騰や高止まりによる地域経済の低迷に拍車がかかっている今般の状況を緩和するため、消費の下支えとともに、地域経済の活性化及び商工事業者の経営への不安解消を目的として支援する。

別添資料

無

◆ 事業の概要

1 物価高騰経済対策事業（商品券補助事業）

（1）目的

プレミアム付き商品券（第2弾）を発行し、物価高による家計への影響を緩和すると共に域内の経済循環により経済活動のテコ入れを行う。

（2）事業主体

厚真町地域活性化商品券実行委員会

（3）商品券の取扱概要

ア 商品券の名称 あつまエール商品券

イ 購入価格 1口10,000円（額面12,500円）

※プレミアム率25%

ウ 販売総数 8,000口

エ 購入限度額 1世帯10口＋世帯員1名につき2口まで購入可
（最大20口／世帯）

オ 申込期間 令和6年1月中旬から令和6年2月上旬まで（予定）

カ 使用有効期間 令和6年2月中旬から令和6年7月中旬まで（予定）

（4）予算額

ア プレミアム分補助 20,000千円（8,000口×2,500円）

イ 事業費補助 1,500千円

計21,500千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	7	項	1	目	1	事業	1387
事業名	物価高騰経済対策事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	

別添資料

◆ 事業の概要（２ページ目） 続き

２ 物価高騰経済対策事業（商工事業者支援事業）

（１）目的

原油価格の高騰により経営環境に多大な影響を受けている町内事業者に対して経営への不安解消と経営継続を目的として支援する。

（２）対象者

令和５年１０月１日時点で町内に住所を有する中小企業者又は個人事業者

（３）支援金額

各事業者が負担する水道光熱費について、令和３年から令和５年にかけて高騰した金額（対象経費）の１／２の額を支援する。（下限２５千円、上限１５０千円）

（４）対象経費

次のア、イのいずれかで算出した経費を対象経費とする。

ア 令和３年（１月～１２月）に発生した水道光熱費と令和５年（１月～１２月）に発生した水道光熱費の差額（高騰分）又は、令和４年（１月～１２月）に発生した水道光熱費と令和５年（１月～１２月）に発生した水道光熱費の差額を対象経費とする。

イ 確定申告（Ｒ４．４．１～Ｒ５．３．３１に決算を迎えるもの）に用いた決算書に記載のある水道光熱費の２０％の額を高騰分相当額とみなし対象経費とする。

※新たに事業を開始した事業者について、Ｒ５年の実績に応じ高騰分相当額とみなした額を対象経費とする。

（５）支給方法

現金支給

（６）申請期限

令和６年３月中旬

（７）予算額

８，０００千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	7	項	1	目	1	事業	1387
事業名	物価高騰経済対策事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源	※その他の内訳		

別添資料

◆ 事業の概要（3ページ目）続き

3 物価高騰経済対策事業（貨物自動車運送事業者支援事業）

（1）目的

原油価格の高騰の影響を強く受けている町内の貨物自動車運送事業者を対象に、燃料費負担の軽減を図ることを目的として支援する。

（2）対象事業者

次のア、イを満たす事業者

ア 町内に事業所を有する中小企業者又は個人事業者

イ 貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者

（3）対象車両

令和5年10月1日時点で有効期間内の自動車検査証がある事業用車両（緑ナンバー、黒ナンバー）

（4）支援金額（※1事業者当たり500千円を上限とする。）

ア 大型自動車 1台当たり40千円

イ 中型自動車 1台当たり30千円

ウ 普通自動車、軽自動車 1台当たり10千円

（5）支援方法

あつまるカードに電子マネーとして付与

（6）申請期限

令和6年3月中旬

（7）予算額

3,000千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	7	項	1	目	3	事業	1271
事業名	起業推進事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源	※その他の内訳		
3,700						3,700			

◆ 補正の目的

起業に向けた取り組みを支援するため起業時における開業経費等の必要な経費の負担を軽減することにより、新たな起業への取り組みを奨励し、それをもって地域経済の活性化を図る。

別添資料 無

◆ 事業の概要

1 起業化支援事業補助金

新規申請 6件（3,700千円）

- （1）新規開業支援事業（起業の際に必要な施設の建築・改修、備品購入等）
・補助率 1／2補助（上限 2,000千円）

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	8	項	4	目	1	事業	918
事業名	空き家等対策推進事業				所管G		都市施設G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
2, 138						2, 138			

◆ 補正の目的

新規就農者からの空き家等利活用資金貸付金の申し込みに応えることで、空き家の利活用と定住促進を図る。

別添資料 無

◆ 事業の概要

補正内容： 空き家等利活用資金貸付金 新規申し込み1件 融資希望額500万円

貸付制度： 市街化調整区域等の空き家及び宅地を取得する者で金融機関からの融資が受けられない一次産業従事者又は地域に移住定住する者に対し、取得及び改修資金を町が融資する。

融資限度額5,000千円

年利率0.5%、償還期間20年以内

(10年以上定住した場合償還額の1/2を免除)

補正予算額： 融資予定額5,000千円

予算残額 2,862千円

予算不足額2,138千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	9	項	1	目	2	事業	1306
事業名	防災カメラ更新事業				所管G		防災G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
1,270						1,270			

◆ 補正の目的

老朽化している防災カメラ2台の更新を行う。

別添資料 無

◆ 事業の概要

老朽化している以下の防災カメラについてNTT東日本のクラウドサービスを活用し、防災カメラの更新を実施する。（令和4年度において①浜厚真ビーチ、②鵠川漁業協同組合厚真支所の防災カメラを町営ブロードバンドの廃止に伴い、更新済み。）

1 防災カメラ更新場所

- (1) 役場本庁舎
- (2) 胆振東部消防組合厚真支署上厚真分遣所

2 事業費

- (1) サービス利用料、プロバイダ利用料等（2カ月分） 39千円
- (2) 工事請負費 1,231千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	9	項	1	目	2	事業	1381
事業名	避難所設備整備事業				所管G		防災G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳		
9,600			9,600						

◆ 補正の目的

指定避難所（小中学校除く）の空調設備を整備し、避難所機能向上を図る。

別添資料

無

◆ 事業の概要

1 避難所空調設備設置工事実施設計費

(1) 対象施設

- ア スポーツセンター
- イ 厚南会館
- ウ 本郷マナビィハウス
- エ 豊沢マナビィハウス
- オ 厚北地域防災コミュニティセンターならやま
- カ 桜丘生活会館
- キ 幌里生活館
- ク 鹿沼マナビィハウス
- ケ ルーラルマナビィハウス

(2) 事業費

避難所空調設備設置工事実施設計委託料 9,600千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	10	項	1	目	1	事業	1308
事業名	学校施設環境改善事業				所管G		学校教育G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳		
296, 340	98, 000		198,300		40				

◆ 補正の目的

学校施設において、猛暑による熱中症を未然に防止するため、町内学校4校に冷房設備を設置することを目的とする。

別添資料 無

◆ 事業の概要

1 冷房設備設置場所

(1) 厚真中央小学校

普通教室6ヵ所、特学教室5ヵ所、外国語教室、保健室、職員室、校長室、体育館

(2) 上厚真小学校

普通教室6ヵ所、特学教室3ヵ所、保健室、職員室、校長室、体育館、小体育館

(3) 厚真中学校

普通教室3ヵ所、特学教室3ヵ所、外国語教室、多目的教室、会議室、保健室、職員室、校長室、体育館

(4) 厚南中学校

普通教室3ヵ所、特学教室2ヵ所、外国語教室、保健室、職員室、校長室、体育館

2 設置する冷房設備

普通教室(約60㎡)1室に冷房能力8kW相当の業務用エアコンを想定
その他の場所については面積に応じた冷房能力を有するエアコンを想定

3 冷房設備設置までのスケジュール(予定)

① 実施設計 令和5年12月～令和6年3月

② 設置工事 令和6年度夏休み期間中

工事名：林業専用道（規格相当）幌内栄支線開設工事			
工事請負者：木本・佐藤経常建設共同企業体			
区分	工事概要	契約金額（税込）	工期
変更前	林内路網開設工事 L=2,251m 切土工 2,683m ³ 盛土工 488m ³ 土羽工 941m ³ 路盤工 1,489m ³ その他擁壁工 1式 排水施設工 7箇所 標識工 2箇所 伐開除根工 1式	54,705,200円	令和5年7月18日 ～ 令和6年1月31日
変更後	変更なし	53,805,400円	変更なし
主な 変更理由	排水施設工のうち、河床路（1箇所）のふとんかごを2段で設計していたところ、現地施工において岩盤地質であることが確認されたため1段に変更した。		

